

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日(火)

厚生労働省社会・援護局(援護)

資 料 目 次

	頁
第 1 平成 22 年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 戦後 65 周年に向けた取組について -----	2
第 3 戦傷病者特別援護法等の葬祭費等の額の改定について -----	4
第 4 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	5
第 5 中国残留邦人等に対する支援について-----	6
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	12
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	15
第 8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に係る時効失権防止について ---	17
第 9 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について -----	18
第10 援護年金に係る受給権調査等について -----	19
第11 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	20
第12 旧令共済組合員期間の履歴証明等について -----	21
第13 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	22

参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成22年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	2 5
第 2	平成22年度援護関係主要行事予定表 (案) (")	2 8
第 3	昭和館について (")	2 9
第 4	しょうけい館について (")	3 0
第 5	戦傷病者特別援護法関係統計表 (")	3 1
第 6	中国残留邦人等の数 (中国孤児等対策室)	3 2
第 7	中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート (")	3 3
第 8	中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	3 4
第 9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	3 5
第10	中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画 (")	3 6
第11	地域別戦没者概見図 (外 事 室)	4 0
第12	平成21年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況 (")	4 1
第13	平成22年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施予定地概見図 (")	4 4
第14	都道府県別DNA鑑定結果 (")	4 5
第15	戦没者遺骨の伝達実績 (")	4 6
第16	裁定取消の防止について (援 護 課)	4 7
第17	援護年金の遺族年金等に係る額の改定について (")	4 8
第18	平成22年度における援護年金の額の改定 (援護課・審査室)	4 9
第19	戦没者等の妻に対する特別給付金(第二十二回特別給付金)請求書の処理状況調 (援 護 課)	5 0
第20	戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第二十三回特別給付金)請求書の処理状況調 (")	5 1
第21	戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調 (")	5 2
第22	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回特別弔慰金)請求書の処理状況調 (")	5 3
第23	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)請求書の処理状況調 (")	5 4
第24	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	5 5
第25	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表 (業 務 課)	5 6
第26	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国孤児等対策室 調 査 資 料 室)	5 8

說 明 資 料

第1 平成22年度社会・援護局援護関係予算案について

【21年度予算】

【22年度予算案】

49,750百万円

→

46,140百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 36,830百万円

社会・援護局（社会）計上分 9,311百万円

1 援護年金 (受給人員) 35,021百万円 → 31,132百万円
18,609人 → 16,455人

援護年金の額を恩給の額の改善に準じて引き上げる。(平成22年10月から)

改善の例(年額)
 ○ 遺族年金、遺族給与金(平病死)
 541,450円 → 557,600円
 恩給の遺族加算の引上げ(16,150円)に準拠
 ※4年計画の最終年

2 戦没者の遺骨収集等の推進 913百万円 → 1,266百万円

(1) 遺骨収集等 587百万円 → 874百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 334百万円
 (14地域1,008人) (14地域 900人)

(うち、洋上慰霊経費 0百万円 → 154百万円)

3 全国戦没者追悼式挙行経費 122百万円 → 132百万円

(国費参列者 2,115人) (国費参列者 2,350人)
 1県当たり 45人 1県当たり 50人

4 中国残留邦人等の支援 11,113百万円 → 11,371百万円

(1) 中国残留邦人等に対する生活支援 9,950百万円 → 10,277百万円

(2) 定着自立援護 479百万円 → 479百万円

(3) 帰国受入援護 625百万円 → 563百万円

(4) 身元調査等 59百万円 → 52百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費21百万円を計上

※100万円単位で四捨五入計上しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※本主管会議資料において、平成22年度予算案に関する記載は、国会審議過程において修正の可能性が有る。

第2 戦後65周年に向けた取組について

(1) 全国戦没者追悼式にかかる国費参列遺族数の拡大について

全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については、これまで各都道府県45名、合計2,115名分を国費により負担しているところである。参列遺族の高齢化が進んでいること等の状況を踏まえ、遺族の参列希望を円滑に反映させるべきとの観点から、平成22年度においては、戦後65年を迎えこれまでの各都道府県45名を各都道府県50名、合計2,350名に拡大することを予定している。

【参 考】

【現 行】

国費参列者	2,115名
1都道府県当り	45名



【平成22年度予算案】

国費参列者	2,350名
1都道府県当り	50名

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

ア 概要

①戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図るものである。この事業は、民間団体に対して委託費と補助金を交付して実施することとしている。

②平成22年度においては、旧戦域の中心となる14地域、900名で実施することとしている。

イ 洋上慰霊の実施について

平成22年度は、戦後65周年及び本事業開始から20周年であることから、その記念事業の一環として、遺族から要望の多い、日本から船舶を借り上げての洋上慰霊を初めて実施するものである。

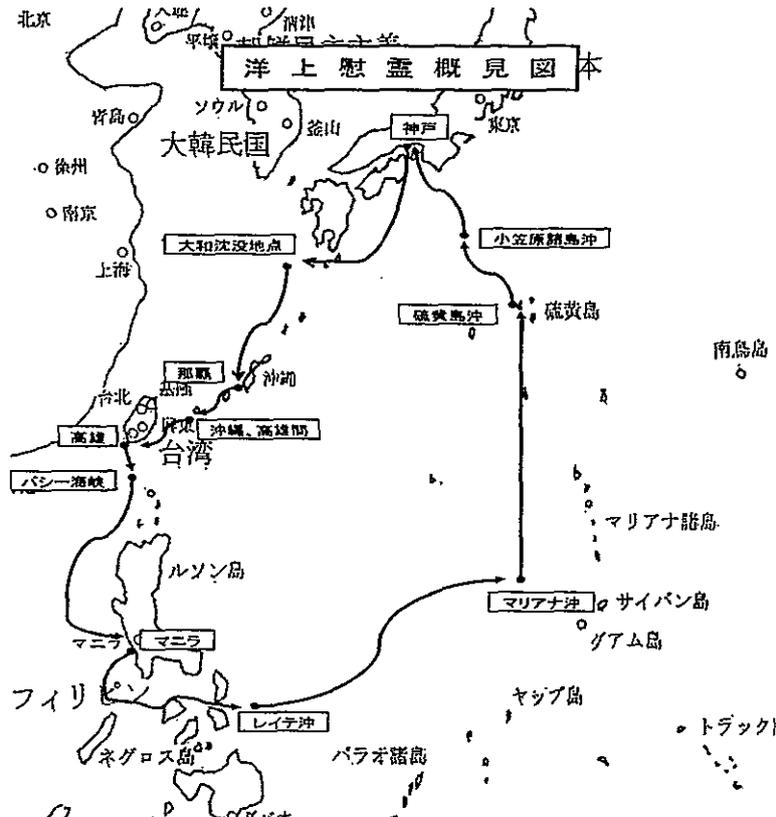
【参考】

○平成22年度予算額(案) 154百万円

○参加予定人員 300名程度

○洋上慰霊実施予定地域

大和沈没地点 → 沖縄高雄間 → バシー海峡 → フィリピン上陸 → レイテ沖
→ マリアナ沖 → 硫黄島沖 → 小笠原近海



第3 戦傷病者特別援護法等の葬祭費等の額の改定について

(1) 平成22年度における葬祭費又は葬祭料の額の改定

戦傷病者特別援護法第19条に基づく葬祭費又は未帰還者留守家族等援護法第16条に基づく葬祭料(注1)の額は、生活保護の葬祭扶助の1級地における大人の基準額と同額としており、平成22年度において当該基準額が改定されることに伴い、額の改定を行う予定。

平成21年度 19万9千円 → 平成22年度 20万1千円

(注1) 療養の給付を受けている者が当該給付を受給中に死亡した場合又は未帰還者の死亡の事実が判明した場合、その死亡した者の遺族に対して、葬祭費又は葬祭料を支給。その額については戦傷病者特別援護法施行令及び未帰還者留守家族等援護法施行令で規定。

(注2) 療養手当の額については、生活保護の生活扶助基準改定率に乗じて額を改定してきているところ、平成22年度において当該改定率は0.0%となったため、改定しない。

(2) 葬祭費又は葬祭料の額の改定経緯

(単位：円)

年度	戦傷病者特別援護法施行令		未帰還者留守家族等援護法施行令
	葬祭費	療養手当	葬祭料
13	改正なし	改正なし	改正なし
14	189,000	改正なし	189,000
15	改正なし	29,500	改正なし
16	193,000	29,400	193,000
17	改正なし	改正なし	改正なし
18	199,000	改正なし	199,000
19	改正なし	改正なし	改正なし
20	改正なし	改正なし	改正なし
21	改正なし	改正なし	改正なし
22	201,000	改正なし	201,000

第4 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページへ掲載するとともに、ユーチューブの厚生労働省チャンネルへの掲載を行い、両館の来館者の促進に努めているところである。今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

中国残留邦人等に対しては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下、「支援法」という。）の一部改正により、平成20年度から満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始したものであり、平成22年度においても、その着実な実施が求められている。

特に、地域における中国残留邦人等に対する支援については、地域福祉の視点に立って、自立支援の観点から積極的に取り組むこととし、①地域における日本語習得支援、地域で生き生きと暮らすための仕組み作り、②病院への入院や通院、介護施設等の利用の際の通訳派遣等の推進等、ますますその重要性が高まっているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、中国残留邦人等の様々なニーズを十分に踏まえながら、社会福祉政策担当部局等の関係機関との連携を図り、中国残留邦人等が安心して生き生きと暮らしていけるよう、積極的に、より一層の暖かい支援策を講じるようお願いしたい。

また、各種支援策については、中国残留邦人等及びその関係者、各関係部署等への周知についても、よろしくご配慮願いたい。

I 支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付制度は、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと施行され、平成21年11月末現在で被支援世帯数は4,716世帯（福祉行政報告例）となっている。

支援給付制度は、支援法第14条第4項において、この法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされているが、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしている。このことから、支援給付施行事務の運用にあたっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれてい

る事情を把握・理解し、懇切丁寧な対応、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願いしたい。

1. 支援給付の実施要領等の改正について

支援給付制度では、平成22年度に予定されている生活保護制度と同様の改正を行うこととしているので留意願いたい。

＜生活保護制度の主な改正事項等＞

- ・子ども手当の施行に伴う対応
- ・母子加算の継続支給
- ・生活扶助一般基準の据え置き
- ・生活扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施

なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課及び保護課自立推進・指導監査室の資料を参照願いたい。

2. 医療レセプトの電子化への対応について

支援給付担当部署における医療支援給付レセプトの電子化への対応については、レセプトをオンライン受領するための体制の整備について生活保護担当部署と連携を図り、レセプトのオンライン化への移行が円滑に進むようご配慮願いたい。

また、電子レセプトを受領するための専用パソコン等については、生活保護担当部署と共有できるよう調整を図られたい。

なお、当局保護課において開発している医療扶助レセプトの画像化等を行う「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアについては、支援給付においても対応可能であり、平成22年度当初に生活保護を担当している各福祉事務所等に配布することとしている。各実施機関におけるレセプトオンライン受領の実施時期は、平成22年7月提供（5月診療）分から可能となるとのことなので、御了知願いたい。

おって、医療レセプトの電子化への対応の詳細については、当局保護課作成の資料を参照願いたい。

II 支援給付施行事務の監査

支援法第14条第4項の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定により、平成21年度より支援給付施行事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施したところであり、平成22年度以降も引き続きご協力をお願いしたい。

支援給付施行事務の監査は、支援給付実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようよろしく願いたい。

1 厚生労働省が実施する監査

(1) 平成21年度の監査結果

平成21年度は、12都府県市において実地監査を実施し、それ以外の道府県市については書面監査を実施している。その中で問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめた上で、平成22年度早々にお示ししたいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市で行う監査等の参考としていただきたい。

<平成21年度の実地監査実施地（12都府県市）>

香川県、神戸市、北九州市、札幌市、秋田県、山梨県、東京都、鹿児島県、大阪府、茨城県、浜松市、島根県

(2) 平成22年度における監査計画等

また、平成22年度の実地監査については、19都道府県市を予定している。各都道府県・指定都市から提出いただく事前協議資料に基づき、平成21年度に実地監査を実施した都府県市を除いた中から、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域間でのバランス等を勘案のうえ選定することとしている。

(3) 支援給付施行事務監査資料の見直し

支援給付施行事務監査資料については、今年度の監査実施状況等を踏まえて、資料提出にあたり照会が多かった事項等について、記載方法を見直すなどの様式変更を検討しているところであり、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で期限までに提出するようお願いしたい。

(4) 監査関係提出資料等

- ・事前協議資料：平成22年4月9日提出（予定）
- ・都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成22年5月末提出
- ・支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定次第連絡する

※提出期限については遵守願いたい。

2 支援給付適正実施推進事業

支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているので、平成22年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

Ⅲ 支援・相談員について

支援・相談員は、日本語が不自由などの中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援給付を行う職員の補助業務、支援給付受給家庭への訪問、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の相談を行うなど、中国残留邦人等の支援に大変重要な役割を担うものである。

支援・相談員の配置については、国の委託事業であり、不足をきたすことのないようその確保に努め、特に、支援・相談員が未配置の各都道府県・市区町村においては、早急に配置するようよろしくお願いしたい。

また、中国残留邦人等の支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質向上に努めるとともに、各都道府県・市区町村においては、支援・相談員を通じて把握した中国残留邦人等のニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう必要な支援の実施を引き続きよろしくお願いしたい。

なお、支援・相談員は、平成21年度から自立指導員、自立支援通訳の業務ができる取り扱いとしているので、対象者のニーズ、地域の実情に応じたきめ細やかな運用が図られるよう対応をお願いしたい。

IV 中国残留邦人等地域生活支援事業について

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を実施していただいております。中国残留邦人等からも好評であると聞いている。

他方、一部の地域では、地域生活支援事業の未実施、又は事業は実施しているものの、周知が不十分なため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない事例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りをよろしくお願いしたい。

また、国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」（全国7カ所に設置）では、地域で暮らす中国残留邦人等の日本語学習支援や相談事業、地域住民との交流事業等を実施しているほか、各都道府県・市区町村が実施する地域生活支援事業を促進する観点から、地域支援コーディネーターを配置し、各都道府県・市区町村が行う事業に対する協力等を行っているので、日本語教室や交流事業の実施に際し、積極的に活用願いたい。

なお、地域生活支援事業の参考資料として、当室から支援事業の実施例などを平成20年7月時点に取りまとめた「地域生活支援事業の実施状況について」（平成20年10月28日会議資料）を配布しているところであるが、現在、平成21年7月時点に取りまとめた事例集を作成しており、完成し次第お示しするので、地域支援事業を推進するために活用願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

(1) 遺骨収集

ア 南方地域等における戦没者の遺骨収集

平成22年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、9地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル、アッツ島、沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨収集が困難な状況になりつつあるため、平成18年度から未送還遺骨の情報収集事業を実施してきている。平成22年度においては、これまでの実施地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島）にインドネシアを加え、4地域で実施するなど事業の充実を図ることとしている。

◎ フィリピンにおける状況

フィリピンにおける遺骨収集については、一部、新聞報道に取り上げられるなど、遺骨収集事業の実施環境の変化が生じているところであるが、今後の円滑な実施に向けて、フィリピン外務省をはじめ各種関係機関と協議中。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

平成3年度から実施。平成21年12月末までに17,074柱の遺骨を収集したところである。

平成22年度においては、ハバロフスク地方、沿海地方において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成22年度においては、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ギルバート諸島、マリアナ諸島、インドネシア、ミャンマー、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成22年度においては、ロシア連邦4地域（ハバロフスク地方、イルクーツク州、ザバイカル地方、アムール州）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願いしたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、既に、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくようご協力願いたい。

(3) 慰霊碑の建立

ア 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成22年度においては、ロシア連邦ハバロフスク地方の「日本人死亡者慰霊碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

イ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において、順次計画的に小規模な慰霊碑を
建立することとしており、平成22年度においては、2か所に建立する予定
である。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

平成11年度から同20年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,200人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,500人から申請があり、平成22年1月末までに身元が判明した遺骨742柱を順次遺族に返還している。

なお、平成21年度に収集した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成22年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予

算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成22年1月末現在）

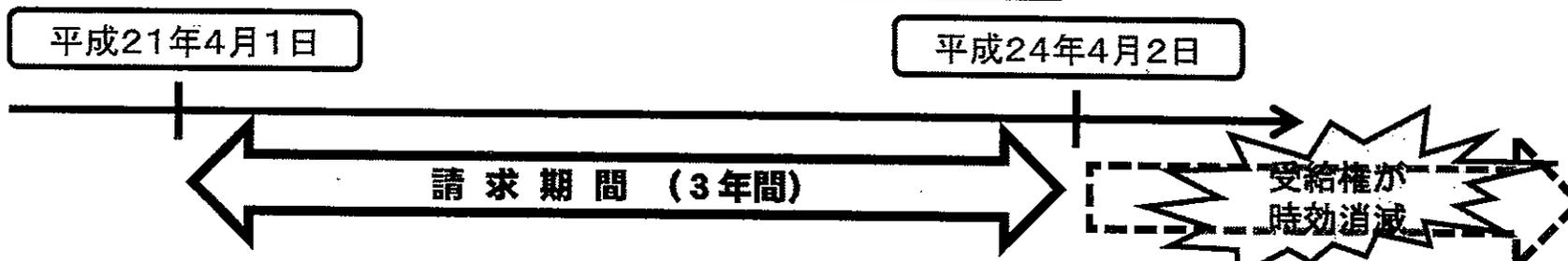
・旧ソ連	747柱
・モンゴル	367柱
・その他の地域	23柱
合計	1,137柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成22年1月末現在）

・受付数	2,118柱
・特定数	393柱

第8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に係る時効失権防止について

- 1 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について
請求期限は3年間(平成24年4月2日まで)



○平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

平成21年12月に個別案内送付結果リストを厚労省から各都道府県に送付済み。

○厚生労働省において、ポスター・リーフレットの作成、政府公報を実施。

(依頼事項)

○各都道府県において、恩給公務扶助料等失権者リストと特別弔慰金既請求者リスト(援護(国債)システム)を突合し、未請求者への個別請求案内等を行って頂きたい。



○「個別案内送付結果リスト」(平成21年12月10日援護課長通知)の居所不明者等に関し、新たに氏名・住所等を把握した場合は、援護課にお知らせ頂きたい。

○各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動を行って頂きたい。

2 平成22年度内に請求期限が到来する特別給付金

- (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

第二十二回「に」号は平成22年7月13日、第十七回「わ」号は平成22年9月30日が請求期限である。

- (2) 戦没者の父母等に対する特別給付金

第二十一回「ほ」号、第十九回「り」号、第十六回「か」号(いずれも平成22年9月30日請求期限)

第9 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1. 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。

仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成21年の消費者物価指数は、対前年比でマイナス1.4%。

2. ただし、平成22年10月から、平病死の一部と併発死に係る遺族年金等の額は、引き上げ

恩給の遺族加算額の引き上げに準じ、平成22年10月から遺族年金・遺族給与金の額を16,150円引き上げる予定。

	現行	H22.10～(案)
①平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	541,450円	557,600円 (政令で規定)
②平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	440,250円	456,400円 (政令で規定)
③併発死(勤務関連傷病)	318,850円	335,000円 (政令で規定)

第10 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成22年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

（3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願ひする。

なお、受給者に対しては、平成22年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第11 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約600件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。

このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行っているが、この調査結果を踏まえて、平成22年度においても引き続き調査を実施したいと考えており、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第12 旧令共済組合員期間の履歴証明等について

1 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

本年1月より社会保険庁から日本年金機構に組織が移行したものの、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今後もかなりの件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においては、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」(昭和53年3月改刷)71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、適切に処理されるよう念のため申し添える。

(2) 海軍関係

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第13 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料

- (1) 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載した。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、死亡者が特定できた場合は、本籍都道府県の協力を得て、遺族調査を行ったうえで遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

- (2) しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち、未だロシア側より資料が提供されていない約1万2千人と情報不足の約9千人については特定されておらず、この約2万1千人の名簿をロシア政府に提供し、更なる調査・資料提供を要請しているところである。

- (3) 今般、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カード（同カードの一部に抑留中死亡者の未提供情報が含まれていることが判明）の写しを入手することとしたところであり、現在、平成21年12月より順次入手したカードを、翻訳、データベース化し、ロシア側に情報提供を求めている約2万1千人の日本側資料との照合調査を行っているところである。

照合調査の結果、死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、本籍都道府県を通じて遺族調査を行い、遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

2 抑留「帰還者」の資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留者の個人資料（約47万人分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者の個人資料（約1万人分）について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

については、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

【参考】「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成22年1月）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 32,000人
資料が未提供等の者	約 21,000人
・ロシア政府等から提供された死亡者名簿の登載数	約 41,000人

参 考 资 料

第1 平成22年度予算(案)事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成21年度 千 算 額	平成22年度 千 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
(項) 厚生労働本省共通費	4,568	4,321	▲ 247	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,568	4,321	▲ 247	
(項) 遺族及留守家族等援護費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
援護審査会経費	1,671	1,578	▲ 93	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	35,148,568	31,256,637	▲ 3,891,931	援護年金の支給 35,021百万円 → 31,132百万円
戦傷病者特別援護経費	1,013,977	842,975	▲ 171,002	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 189百万円 → 166百万円 2 医療費の支給 655百万円 → 515百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	47,958	49,743	1,785	葬祭料 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	528	643	115	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	511,850	384,083	▲ 127,767	
昭和館等に係る経費	567,986	456,023	▲ 111,963	昭和館運営費 554百万円 → 443百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者遺骨処理等諸費	586,981	873,656	286,675	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤アッツ島 ⑥パラオ ⑦インド ⑧沖縄、硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方⑪モンゴル 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②インドネシア ③マリアナ諸島 ④東部ニューギニア ⑤ギルバート諸島 ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩イルクーツク州 ⑪ザバイカル地方 ⑫アムール州 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	452,502	528,550	76,048	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 334百万円 (14地域) (14地域) うち、洋上慰霊経費 0百万円 → 154百万円 2 追悼式団費参列者数 2,115人 → 2,350人 3 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 18百万円 → 58百万円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,944,046	2,066,952	122,906	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,933,815	2,060,013	126,198	
中国残留邦人等に対する生活支援	771,287	966,168	194,881	・高齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 192百万円 → 410百万円 ・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 502百万円
定着自立援護	478,601	479,353	752	・地域生活支援推進事業(仮称)の実施 0 → 25百万円
帰国受入援護	625,413	562,539	▲ 62,874	・永住帰国見込世帯人員 29世帯101人 → 26世帯99人 ・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 137世帯235人
身元調査等	58,514	51,953	▲ 6,561	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,231	6,939	▲ 3,292	・故郷訪問団受入人員 12人 → 4人
(項) 恩給進達等実施費	290,201	364,395	74,194	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	290,201	364,395	74,194	
資料整備諸費	223,275	298,977	75,702	画像情報検索システム改修経費 0百万円 → 104百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	1,152	557	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,259	4,268	9	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,072	59,998	▲ 2,074	

社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	8,617,490	8,749,409	131,919	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	49,749,853	46,140,492	▲ 3,609,361	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

(参考) 平成22年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
(項) 遺族及留守家族等援護費	548,305	448,103	▲ 100,202	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	543,441	443,239	▲ 100,202	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,276	71,627	▲ 649	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	33,452	32,959	▲ 493	1 留守家族等援護 134千円 2 未帰還者特別措置 205千円 3 戦傷病者特別援護 32,620千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	437,713	338,653	▲ 99,060	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,268	12,354	86	
(目) 旧軍関係等調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目) 遺骨収集等委託費	6,124	6,124	0	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	662,845	678,844	15,999	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	662,845	678,844	15,999	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	477	439	▲ 38	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	662,368	678,405	16,037	「支援・相談員」の配置 501,988千円
(項) 恩給進達等実施費	45,070	44,902	▲ 168	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	45,070	44,902	▲ 168	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	8,990	9,069	79	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,080	35,833	▲ 247	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,678千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,155千円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	9,179,017	9,310,936	131,919	
(目) 生活保護費等負担金	8,617,490	8,749,409	131,919	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,447,505	10,495,139	47,634	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

第2 平成22年度 援護関係主要行事予定表 (案)

主 要 行 事	22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(下旬)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰							○(下旬)					
[慰霊事業]												
遺 骨 収 集			←									→
慰 霊 巡 拝				←								→
遺 骨 伝 達	←											→
[中国孤児等対策]												
都道府県初任者研修会		○										
孤児情報公開 (肉親情報収集)						← 未定 →						
訪日対面調査								← 調整中 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	第3~4週											
各種特別給付金・特別弔慰金支給法等事務打合せ会議		○										
援護関係施行事務研修会			○									
援護事務主管課長会議												○(月上旬)

第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

3階 会議室

特別企画展などを開催

2階 広場

憩いの場

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展(平成11年から毎年開催)

平成21年4月～5月	映像と写真・雑誌にみる戦前から戦後の日本
平成21年7月～8月	記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～
平成22年3月～5月(予定)	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～

巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成21年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(青森県)
平成21年11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(静岡県)
平成22年10月(予定) 11月(予定)	三重県 山形県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 33,917人 (平成21年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付 (支給)	療養患者数 849人 (平成21年4月1日現在)
3 療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額29,400円)	受給者 2人 (平成21年4月1日現在)
4 葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (199,000円)	支給件数 22人 (平成20年度)
5 更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成20年度)
6 補装具の支給及び修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給 (修理)	支給修理件数 408件 (平成20年度)
7 国立保養所への収容 (第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成21年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 18,439人 (平成20年度)
9 戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う (謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員数 814人 (平成21年10月1日現在)

第6 中国残留邦人等の数

(1) 中国残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

ア 孤児の肉親調査

孤児総数	2, 816人
うち身元判明者	1, 282人
調査依頼件数	18件

イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6, 595人 (家族を含めた総数20, 709人)
うち孤児	2, 537人 (" 9, 316人)
うち婦人等	4, 058人 (" 11, 393人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 533世帯、婦人等4, 058世帯、計6, 591世帯である。

ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5, 749人 (家族を含めた総数 9, 587人)
うち孤児	1, 253人 (" 2, 459人)
うち婦人等	4, 496人 (" 7, 128人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1, 469人 (孤児431人) が含まれている。

(2) 樺太等残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	85人 (家族を含めた総数 220人)
うち樺太	63人 (" 180人)
うち旧ソ連本土	17人 (" 40人)

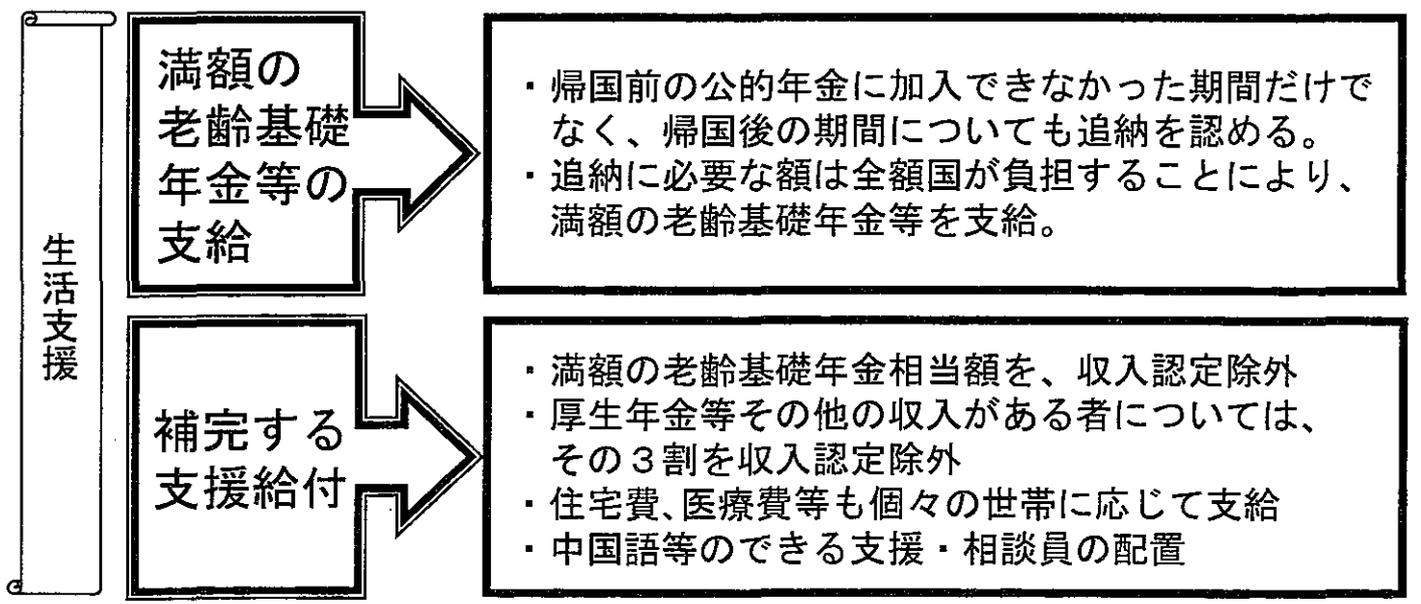
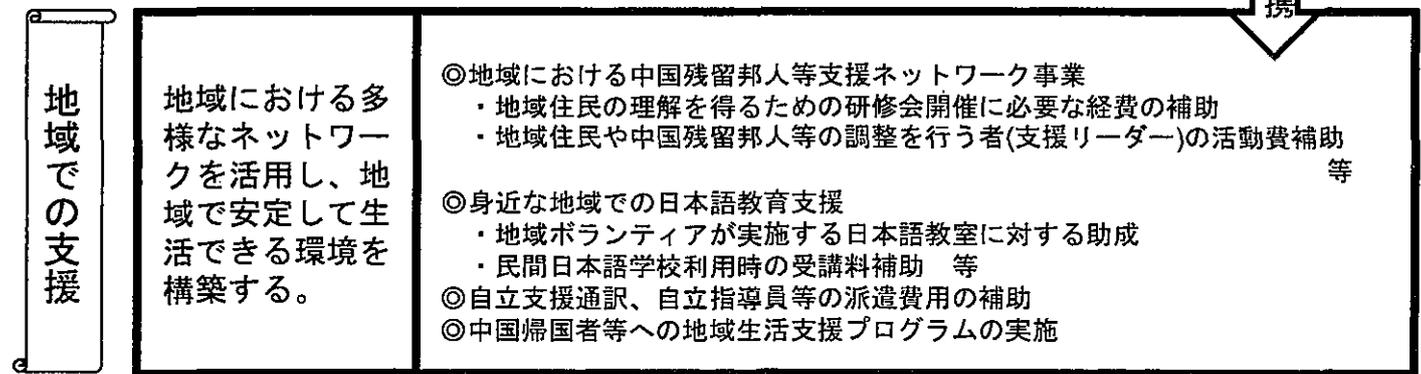
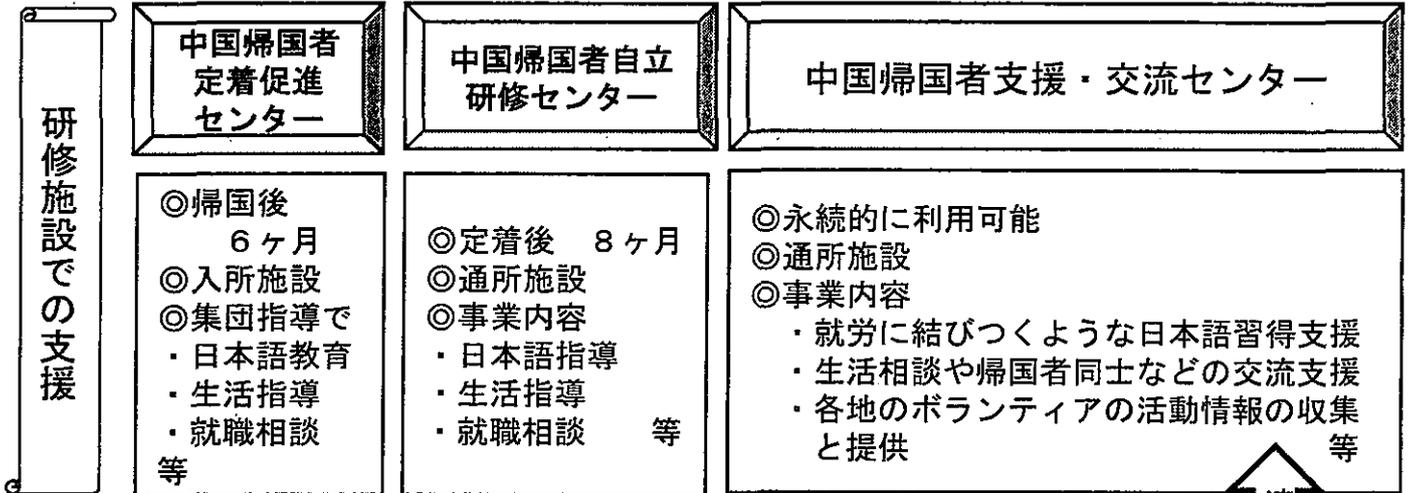
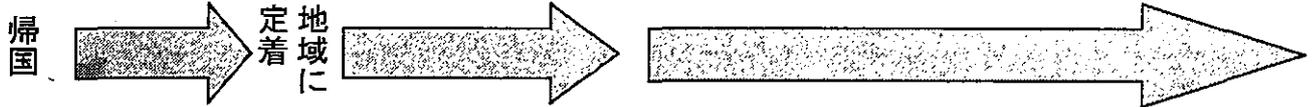
(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は80世帯である。

イ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	1, 873人 (家族を含めた総数2, 589人)
うち樺太	1, 657人 (" 2, 229人)
うち旧ソ連本土	216人 (" 360人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1, 382人が含まれている。

第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成22年2月1日現在

○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1

○中国帰国者自立研修センター（4カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63.6.1

○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19.8.1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.8.1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区檀木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.9.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.1.1.1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18.9.1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.6.1

第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

1 集団による訪日回数別の身元判明状況

平成22年2月1日現在

訪日 回数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計1
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	12(6.0)	80(40.0)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	11	3(6.0)	3(6.0)	6(12.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	900	581(27.5)	91(4.3)	672(31.8)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

2 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 回数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2	10	3	1	0	1(10.0)
平16	平16.11	(※1)12	3	1	0	1(8.3)
平17	平17.11	(※2)5	1	0	0	0
平18	平18.11	7	2	0	0	0
平19	平19.11	4	1	0	1	1(25.0)
平20	平20.11	3	1	1	0	1(33.3)
平21	平21.11	1	1	0	0	0
計		88	23	7	5	12(13.6)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※1 うち1名はロシア在住の孤児

※2 うち1名は日本在住の孤児

第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月9日(予定)	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査候補地(19都道府県市程度)を選定 ・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施) 	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報 ・書面監査資料の提出依頼(各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定) 	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施 ・実施機関についてはケース検討も実施 ・監査講評 	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監査実施後 1ヶ月半以内 ・書面監査実施後 2ヶ月以内 	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	

(参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

1 実地監査について

(1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

(2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくことと資料要求等がスムーズに進む。

(3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

(4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

(5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。)

④必要に応じて実地調査を実施

(実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。)

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

(実施機関側との意見調整を行う。)

⑧実施機関講評

(是正改善内容は具体的に説明するよう努める。)

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・面接受付簿
- ・面接相談記録簿
- ・支援給付申請受理簿
- ・課税調査結果の処理に関する記録
- ・返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・医療券交付処理簿
- ・通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・移送費管理記録簿
- ・介護券交付処理簿
- ・介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書(復命書)を作成し、復命会を開催する。

(復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。)

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する(監査日より1ヶ月半以内が目安)。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

2 書面監査について

(1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

(2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

(3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

(4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。

第12 平成21年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況

平成22年1月31日現在

1 遺骨収集

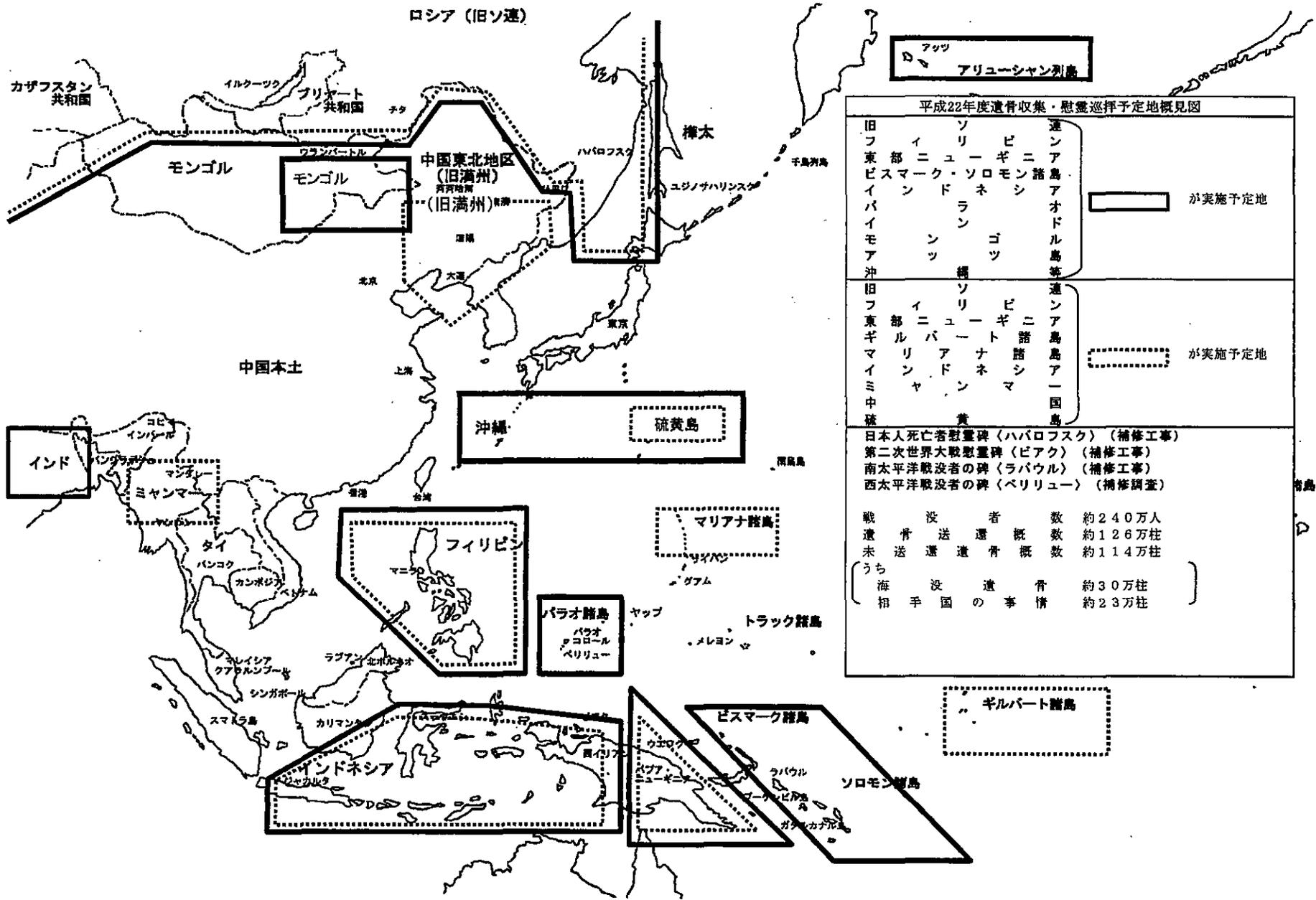
地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前)	21.5.25～6.8	2	0	2	0	
沿海地方(調査)	21.6.21～6.28	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(応急)	21.7.27～8.10	2	2	4	42	
ハバロフスク地方(収集)	21.8.20～9.8	2	8	10	31	
アムール州(調査)	21.8.24～9.4	2	1	3	0	
ザバイカル地方(応急)	21.9.4～9.18	2	0	2	22	
イルクーツク州(調査)	21.10.5～10.16	2	0	2	0	
カザフスタン共和国(調査)	21.10.20～10.28	2	0	2	0	
小 計		16	11	27	95	
【南方地域等】						
パラオ(受領)	21.4.25～4.30	3	0	3	2	
フィリピン(応急)	21.5.17～5.23	2	0	2	1,260	
沖縄(協議)	21.6.3～6.4	2	0	2	0	
東部ニューギニア(受領)	21.6.20～6.27	2	0	2	4	
インドネシアマッカサル沖(収集)	21.6.21～7.1	2	2	4	10	
フィリピン(協議)	21.6.28～7.1	2	0	2	0	
フィリピン(応急)	21.7.7～7.16	2	3	5	0	
フィリピン(応急)	21.7.15～7.21	2	0	2	554	
パラオ(協議)	21.7.26～8.1	3	0	3	0	
フィリピン(応急)	21.8.16～8.21	3	3	6	1,555	
ソロモン諸島(応急)	21.8.18～8.27	2	1	3	61	
マーシャル諸島(応急)	21.9.5～9.18	3	1	4	4	
インドネシア(協議)	21.10.3～10.9	2	0	2	0	
北マリアナ諸島(受領)	21.10.19～10.23	2	0	2	49	
インドネシア(調査)	21.10.26～11.10	2	5	7	0	
沖縄(協議)	21.11.4～11.5	2	0	2	0	
フィリピン(収集)	21.11.15～11.26	2	7	9	0	
パラオ(協議)	21.11.16～11.19	2	0	2	0	
インドネシア(収集)	21.12.2～12.17	2	6	8	291	

東部ニューギニア(収集)	21.12.3~12.17	2	11	13	411	
フィリピン(協議・受領)	21.12.6~12.9	2	0	2	4,370	
グアム(応急・協議)	22.1.18~1.22	2	0	2	1	
ビスマーク諸島(収集)	22.3.7~3.18	2	3	5		(予定)
ソロモン諸島(応急)	22.3.10~3.18	2	5	7		(予定)
モンゴル(ノモンハン)(事前)	21.6.8~6.20	2	0	2	0	
モンゴル(ノモンハン)(収集)	21.8.30~9.15	3	6	9	30	
硫黄島①	21.7.1~7.16	4	29	33	23	
硫黄島②	21.10.4~10.22	4	29	33	4	
硫黄島③	21.11.30~12.18	4	29	33	11	
硫黄島④	22.2.1~2.19	3	31	34		(予定)
沖縄①	21.11.10~11.14	2	0	2	1	
沖縄②	21.12.15~12.22	2	0	2	3	
沖縄③	21.12.20~12.30	3	0	3	3	
沖縄④	22.1.12~1.18	2	0	2	2	
沖縄⑤	22.1.19~1.28	2	0	2		
小 計		83	171	254	8,649	
合 計		99	182	281	8,744	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			備 考
		政府職員	遺 族	計	
【ソ連抑留中死亡者】					
ザバイカル地方	21.8.23～9.4	2	11	13	
ハバロフスク地方	21.9.10～9.18	2	15	17	
沿海地方	21.10.7～10.18	2	14	16	
オレンブルグ州及びスベルドロフスク州	21.10.9～10.17	1	2	3	
小 計		7	42	49	
【南方地域等】					
東部ニューギニア	21.7.18～7.25	2	7	9	
北ボルネオ	21.10.4～10.11	2	11	13	
ビスマーク・ソロモン諸島	21.11.21～11.28	3	25	28	
フィリピン	22.1.19～1.27	8	82	90	
マリアナ諸島	22.2.13～2.19	2	10	12	
硫黄島①	21.11.9～11.10	8	46	54	
硫黄島②	22.2.24～2.25	13	97	110	
小 計		38	278	316	
合 計		45	320	365	

第13 平成22年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



第14 都道府県別DNA鑑定結果

平成22年1月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	79	34	37	8	
2	青森県	37	22	8	7	
3	岩手県	51	21	16	14	
4	宮城県	19	11	6	2	
5	秋田県	22	6	9	7	
6	山形県	34	12	9	13	
7	福島県	31	14	12	5	
8	茨城県	31	12	16	3	
9	栃木県	17	11	5	1	
10	群馬県	19	13	6	0	
11	埼玉県	76	37	28	11	
12	千葉県	75	35	33	7	
13	東京都	108	46	52	10	
14	神奈川県	71	24	43	4	
15	新潟県	34	12	16	6	
16	富山県	15	7	5	3	
17	石川県	12	6	3	3	
18	福井県	6	4	1	1	
19	山梨県	14	9	4	1	
20	長野県	39	19	16	4	
21	岐阜県	34	10	17	7	
22	静岡県	44	25	14	5	
23	愛知県	43	26	13	4	
24	三重県	21	13	7	1	
25	滋賀県	14	6	6	2	
26	京都府	22	8	11	3	
27	大阪府	54	33	18	3	
28	兵庫県	50	25	20	5	
29	奈良県	16	13	2	1	
30	和歌山県	18	12	3	3	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	22	12	6	4	
33	岡山県	33	15	15	3	
34	広島県	97	45	36	16	
35	山口県	30	23	6	1	
36	徳島県	9	3	4	2	
37	香川県	7	3	3	1	
38	愛媛県	21	11	9	1	
39	高知県	23	9	11	3	
40	福岡県	54	32	19	3	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	20	12	5	3	
44	大分県	17	3	8	6	
45	宮崎県	20	14	4	2	
46	鹿児島県	35	21	10	4	
47	沖縄県	8	2	4	2	
99	日本国外	1	0	0	1	
計		1,530	742	592	196	

注：上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。（判明数も遺骨の伝達件数ではない。）
申請数は平成11～20年収集分に対して申請のあった件数である。

第15 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成22年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
1	北海道	12	8	6	4	1	31
2	青森	5	9	1	2	1	18
3	岩手	2	8	6	3	1	20
4	宮城	1	4	1	1	3	10
5	秋田	1	2	1	2	1	7
6	山形	2	4	3	2	1	12
7	福島	2	6	1	1	1	11
8	茨城	3	2	4	2		11
9	栃木	3	3		1	2	9
10	群馬		3	4	4		11
11	埼玉	9	10	4	8	4	35
12	千葉	2	12	11	4	3	32
13	東京	5	11	15	11	4	46
14	神奈川	3	9	5	6	2	25
15	新潟	3	1		3	5	12
16	富山	1	1	2	1	2	7
17	石川	1	1	1	2	1	6
18	福井		1		3		4
19	山梨	1	5	2	1	1	10
20	長野	2	3	3	10	1	19
21	岐阜	1	1	3	2	1	8
22	静岡	1	6	5	10	2	24
23	愛知	7	4	8	1	4	24
24	三重	3	4	4	2		13
25	滋賀		3	1	1		5
26	京都		3		2	1	6
27	大阪	6	8	7	8	4	33
28	兵庫	5	8	4	3	2	22
29	奈良	2	6	2		2	12
30	和歌山		4	3	1		8
31	鳥取		1	1			2
32	島根	1	3	4	1	1	10
33	岡山	3	5		5		13
34	広島	6	7	17	14	3	47
35	山口	4	8	2	7		21
36	徳島	1	1	1			3
37	香川	3				1	4
38	愛媛	1	3		3	3	10
39	高知		4	1	3		8
40	福岡	5	10	8	4	2	29
41	佐賀		1	1	1		3
42	長崎			2	1	2	5
43	熊本	3	1	1	7		12
44	大分		1		2	1	4
45	宮崎	3		5	2	4	14
46	鹿児島	6	3	4	7	1	21
47	沖縄				1	1	2
99	日本国外						0
計		119	198	154	159	69	699

注：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

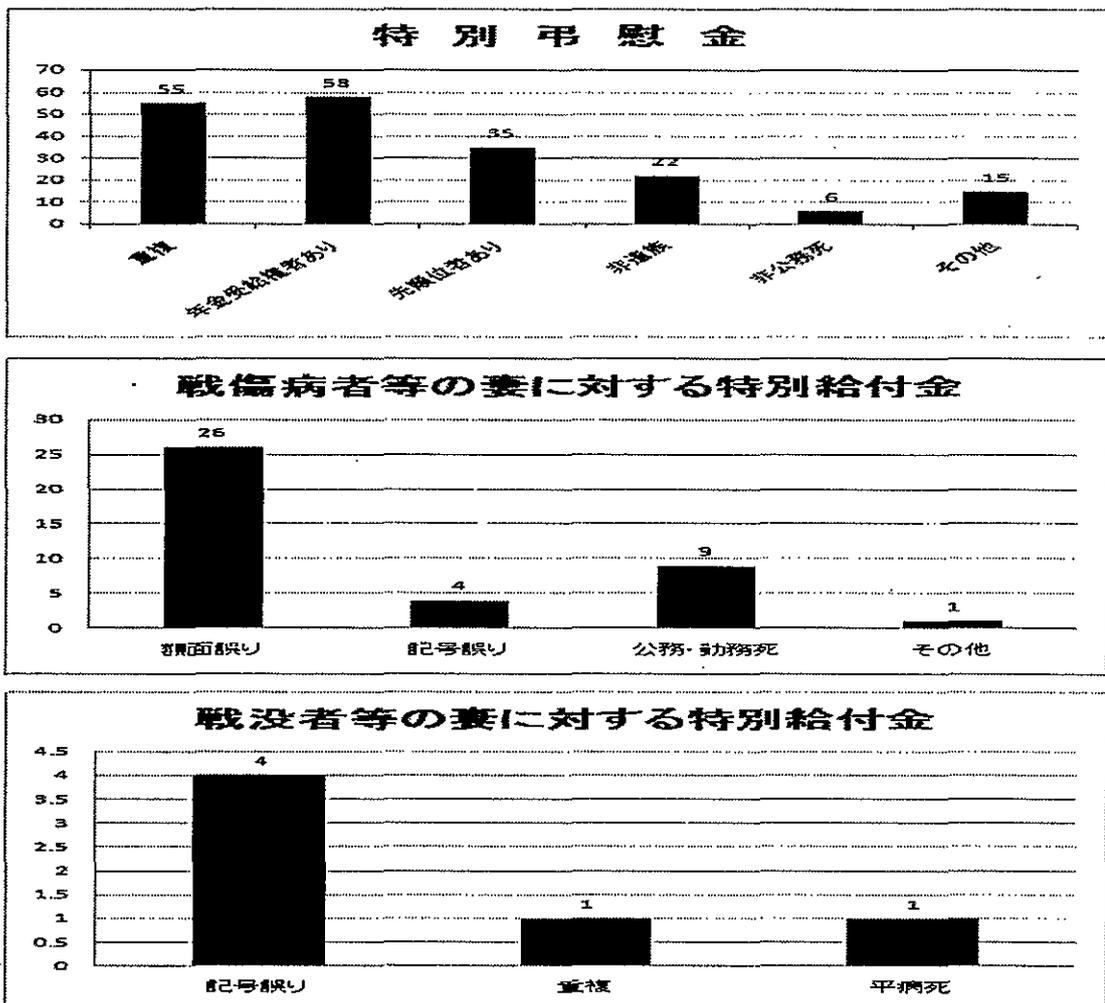
第16 裁定取消の防止について

特別給付金や特別弔慰金の請求裁定後、給付裁定の誤りが判明した場合には、裁定取消に伴う処理はもとより、既に国債が交付され支払済みの償還金があった場合、償還金の徴収など請求者に対しても相当な負担になることも考えられる。このため、裁定の誤りのないよう細心の注意を払うことが必要。

なお、取消事由をみると、特別弔慰金の場合、重複裁定や年金等受給者がいる場合、また、特別給付金について額面の誤りや国債記号の誤り（法適用の誤り）などがある。裁定処理に関しては請求書類とともに都道府県の保管資料等により十分確認することが必要。

また、裁定取消がなされた場合に発生する債権管理についても、適切な処理が必要。

(参考) 発行取消事由別分類



※集計期間：平成17年4月～平成22年1月

第 17 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1 平成 22 年度における援護年金の改定率

平成 19 年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に援護年金に係る改定率の改定を行い、自動改定する仕組みとなっている。

仮に、公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金に係る改定率は本年度と同様「0.976」となり、援護年金額は、据え置きとなる（本年度末、改定率の改定等に関する政令を改正予定）。

2 平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までの遺族年金等の額の引上げ

1にかかわらず、平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までの月分の遺族年金・遺族給与金（平病死の一部と併発死）の額を、恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ（16,150 円）に準拠し、引き上げる予定（1とは別途、改定率の改定等に関する政令を改正予定）。

○遺族年金・遺族給与金（年額）

	H19 年 10 月以前	H19 年 10 月～	H20 年 10 月～	H21 年 10 月～	H22 年 10 月～(案)	H23 年 10 月～
① 公務死	1,962,500 (72,000)	1,966,800 (72,000)				
② 勤務関連死 平病死（公務重症）	1,559,500 (56,000)	1,568,700 (56,200)	1,573,500 (56,400)			
③ 平病死（公務軽症） 平病死（勤務関連重症）	503,750	514,550	525,350	541,450	557,600 (政令で規定)	557,600
④ 平病死（勤務関連軽症） 併発死（公務傷病）	402,550	413,350	424,150	440,250	456,400 (政令で規定)	456,400
⑤ 併発死（勤務関連傷病）	281,150	291,950	302,750	318,850	335,000 (政令で規定)	335,000

※ 5 年計画を 4 年計画に前倒した 4 年目

※ 括弧内は後順位者の額

第18 平成22年度における援護年金の額の改定

I 障害年金の額（平成21年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成22年4月からの額	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成22年4月からの額
特別項症 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000円	2人まで1人につき 現行どおり 3人目から1人につき 現行どおり
第2款症 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

II 障害一時金の額（平成21年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成22年4月からの額	現行額	平成22年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成22年10月からの額(案)	現行額	平成22年10月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金				
平病死遺族年金・給与金	1,573,500円	現行どおり	56,400円	現行どおり
障害者遺族特例年金・給与金	・公務傷病第2款症以下	541,450円	557,600円	-
	・勤務関連傷病第1款症以上			-
	・勤務関連傷病第2款症以下	440,250円	456,400円	-
特設年金・給与金	・公務傷病併発死亡	440,250円	456,400円	-
	・勤務関連傷病併発死亡	318,850円	335,000円	-

※ 障害者遺族特例年金・給与金、特設年金・給与金の引上げ（政令で規定予定）。恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ16,150円に準拠（5年計画を4年計画に前倒した4年目）。

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成22年10月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第19 戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十二回特別給付金）請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	2,847	583	556	2,820	0
2 青森	1,805	172	292	1,925	0
3 岩手	2,391	173	371	2,587	2
4 宮城	2,771	467	485	2,778	11
5 秋田	1,797	151	485	2,130	1
6 山形	1,643	167	507	1,982	1
7 福島	2,786	326	783	3,241	2
8 茨城	3,146	728	621	3,037	2
9 栃木	1,865	454	536	1,945	2
10 群馬	1,793	367	502	1,928	0
11 埼玉	4,449	2,339	536	2,645	1
12 千葉	5,194	2,196	617	3,614	1
13 東京	6,835	3,839	3,544	6,535	5
14 神奈川	5,135	3,095	808	2,847	1
15 新潟	3,761	306	1,020	4,474	1
16 富山	2,058	199	376	2,235	0
17 石川	2,162	244	454	2,371	1
18 福井	2,003	166	464	2,300	1
19 山梨	1,213	184	438	1,466	1
20 長野	2,914	421	751	3,244	0
21 岐阜	2,951	527	664	3,083	5
22 静岡	5,409	849	716	5,276	0
23 愛知	7,625	1,627	982	6,978	2
24 三重	3,969	506	756	4,218	1
25 滋賀	2,166	431	638	2,373	0
26 京都	3,579	1,045	813	3,346	1
27 大阪	7,563	3,801	2,170	5,929	3
28 兵庫	6,124	2,089	1,336	5,370	1
29 奈良	2,202	711	477	1,967	1
30 和歌山	2,573	336	643	2,880	0
31 鳥取	1,558	209	313	1,662	0
32 島根	2,290	163	515	2,642	0
33 岡山	3,615	563	810	3,858	4
34 広島	5,550	937	1,074	5,678	9
35 山口	3,359	553	752	3,555	3
36 徳島	2,207	192	606	2,621	0
37 香川	2,548	325	659	2,881	1
38 愛媛	3,124	356	820	3,587	1
39 高知	2,718	162	487	3,043	0
40 福岡	6,261	1,716	1,222	5,756	11
41 佐賀	1,797	281	777	2,292	1
42 長崎	2,729	439	916	3,205	1
43 熊本	3,979	489	1,015	4,504	1
44 大分	2,445	378	672	2,739	0
45 宮崎	2,960	328	453	3,085	0
46 鹿児島	4,829	343	1,385	5,862	9
47 沖縄	4,867	51	132	4,946	2
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	159,565	35,984	35,949	159,440	90

第20 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(第二十三回特別給付金)請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	562	71	77	561	7
2 青森	193	11	38	219	1
3 岩手	351	15	40	372	4
4 宮城	408	51	46	396	7
5 秋田	203	9	46	240	0
6 山形	302	11	74	363	2
7 福島	528	27	115	615	1
8 茨城	614	71	93	631	5
9 栃木	317	34	80	355	8
10 群馬	342	49	69	362	0
11 埼玉	462	205	59	313	3
12 千葉	582	177	69	470	4
13 東京	885	540	254	591	8
14 神奈川	648	395	35	281	7
15 新潟	736	14	162	876	8
16 富山	225	9	33	249	0
17 石川	236	24	31	243	0
18 福井	236	9	46	272	1
19 山梨	191	12	54	232	1
20 長野	665	27	111	745	4
21 岐阜	519	41	103	576	5
22 静岡	659	80	71	649	1
23 愛知	750	184	67	629	4
24 三重	377	29	82	430	0
25 滋賀	208	32	46	222	0
26 京都	408	99	69	378	0
27 大阪	750	385	124	464	25
28 兵庫	871	224	123	763	7
29 奈良	226	55	46	216	1
30 和歌山	404	33	80	450	1
31 鳥取	183	7	40	210	6
32 島根	336	9	71	397	1
33 岡山	542	52	70	557	3
34 広島	695	77	101	715	4
35 山口	470	54	71	487	0
36 徳島	288	6	50	330	2
37 香川	389	26	60	420	3
38 愛媛	349	18	85	408	8
39 高知	401	6	59	442	12
40 福岡	886	231	96	749	2
41 佐賀	267	21	99	341	4
42 長崎	531	48	76	558	1
43 熊本	681	52	112	738	3
44 大分	326	27	65	364	0
45 宮崎	415	28	43	422	8
46 鹿児島	874	27	145	985	7
47 沖縄	454	2	23	475	0
48 厚労省	0	0	2	2	0
合計	21,945	3,614	3,611	21,763	179

第21 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	2	0	0	2	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	0	0
6 山形	0	0	1	1	0
7 福島	2	0	1	3	0
8 茨城	1	0	0	1	0
9 栃木	1	1	0	0	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	0	1	0
12 千葉	1	1	0	0	0
13 東京	2	2	1	1	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	0	1	0
16 富山	1	0	0	1	0
17 石川	1	0	0	1	0
18 福井	2	0	0	2	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	3	0	2	5	0
21 岐阜	1	0	0	1	0
22 静岡	1	0	1	2	0
23 愛知	2	1	1	2	0
24 三重	2	0	0	2	0
25 滋賀	2	1	0	1	0
26 京都	4	2	0	2	0
27 大阪	1	1	1	1	0
28 兵庫	5	2	0	3	0
29 奈良	0	0	1	1	0
30 和歌山	1	0	0	1	0
31 鳥取	1	1	0	0	0
32 島根	7	1	1	6	1
33 岡山	3	0	0	3	0
34 広島	10	0	1	11	0
35 山口	4	1	1	4	0
36 徳島	1	0	0	1	0
37 香川	1	0	1	2	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	0	2	0
40 福岡	2	1	1	2	0
41 佐賀	2	1	0	1	0
42 長崎	3	1	2	4	0
43 熊本	7	1	0	6	0
44 大分	2	0	0	2	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	2	0
47 沖縄	15	0	1	16	0
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	99	19	18	97	1

第22 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回特別弔慰金)請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	32,408	4,867	3,400	30,843	98
2 青森	15,439	877	2,146	16,707	1
3 岩手	19,604	842	2,872	21,621	13
4 宮城	25,283	2,397	3,777	26,401	262
5 秋田	18,144	566	3,789	21,365	2
6 山形	19,993	588	4,622	24,019	8
7 福島	26,017	1,649	6,155	30,517	6
8 茨城	30,171	4,111	4,990	31,050	0
9 栃木	19,574	2,181	4,289	21,677	5
10 群馬	21,904	2,223	3,830	23,511	0
11 埼玉	36,511	15,280	3,129	24,350	10
12 千葉	36,755	13,472	3,644	26,927	0
13 東京	48,985	28,673	15,393	35,702	3
14 神奈川	39,913	22,312	3,509	21,107	3
15 新潟	37,301	1,188	7,989	44,097	5
16 富山	12,283	703	2,222	13,800	2
17 石川	13,643	1,068	2,785	15,358	2
18 福井	15,049	695	2,950	17,297	7
19 山梨	10,316	679	2,789	12,420	6
20 長野	25,786	1,545	5,062	29,300	3
21 岐阜	27,141	2,832	4,553	28,857	5
22 静岡	40,766	4,070	4,385	41,065	16
23 愛知	55,009	12,110	4,632	47,531	0
24 三重	28,977	2,455	5,338	31,858	2
25 滋賀	17,410	2,610	3,579	18,371	8
26 京都	27,346	5,956	4,995	26,358	27
27 大阪	56,210	29,358	9,234	36,006	80
28 兵庫	51,851	14,215	7,605	45,209	32
29 奈良	17,231	4,485	3,287	16,021	12
30 和歌山	18,837	1,682	4,210	21,362	3
31 鳥取	10,761	751	2,148	12,158	0
32 島根	15,210	583	3,642	18,266	3
33 岡山	26,646	2,928	4,804	28,521	1
34 広島	38,962	4,464	6,836	41,333	1
35 山口	22,552	2,800	4,286	24,026	12
36 徳島	16,446	726	3,977	19,690	7
37 香川	16,915	1,287	3,944	19,563	9
38 愛媛	21,444	1,436	5,209	25,196	21
39 高知	15,182	633	2,963	17,511	1
40 福岡	50,150	12,593	7,579	44,941	195
41 佐賀	14,981	1,417	5,202	18,761	5
42 長崎	26,881	2,411	7,239	31,697	12
43 熊本	29,992	2,293	6,836	34,495	40
44 大分	20,308	1,826	4,911	23,390	3
45 宮崎	20,577	1,904	3,286	21,957	2
46 鹿児島	31,455	1,392	9,236	39,297	2
47 沖縄	60,701	301	2,154	62,520	34
48 厚労省	0	0	7	7	0
合計	1,285,020	225,434	225,419	1,284,036	969

第23 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)請求書の処理状況調

平成21年12月末現在

都道府県等	受付件数 (A)	他県への 送付件数 (B)	他県から受け 付けた件数 (C)	裁定件数等 (D)	未処理件数 E=(A-B+C-D)
1 北海道	442	69	82	326	129
2 青森	305	25	50	269	61
3 岩手	360	12	54	288	114
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	335	16	78	343	54
6 山形	291	8	72	90	265
7 福島	439	43	116	417	95
8 茨城	589	126	110	427	146
9 栃木	311	71	90	246	84
10 群馬	311	65	67	275	38
11 埼玉	872	383	80	327	242
12 千葉	1,053	385	103	471	300
13 東京	1,210	684	472	291	707
14 神奈川	1,071	587	110	348	246
15 新潟	698	41	160	395	422
16 富山	327	27	63	229	134
17 石川	338	38	69	263	106
18 福井	321	16	71	210	166
19 山梨	140	4	72	72	136
20 長野	408	56	107	383	76
21 岐阜	570	87	93	253	323
22 静岡	881	95	123	468	441
23 愛知	1,396	323	153	308	918
24 三重	767	96	121	586	206
25 滋賀	356	84	68	268	72
26 京都	664	175	140	441	188
27 大阪	1,536	770	339	703	402
28 兵庫	1,219	439	195	408	567
29 奈良	361	147	64	247	31
30 和歌山	480	53	129	329	227
31 鳥取	230	26	54	150	108
32 島根	403	18	95	224	256
33 岡山	662	88	133	625	82
34 広島	1,143	157	182	553	615
35 山口	573	88	111	489	107
36 徳島	368	21	112	164	295
37 香川	448	21	131	296	262
38 愛媛	563	47	140	204	452
39 高知	413	18	88	265	218
40 福岡	1,131	100	199	246	984
41 佐賀	0	0	0	0	0
42 長崎	472	41	140	129	442
43 熊本	641	62	148	565	162
44 大分	390	56	96	343	87
45 宮崎	461	47	81	424	71
46 鹿児島	697	22	255	415	515
47 沖縄	491	1	14	235	269
48 厚労省	0	0	0	0	0
合計	27,137	5,738	5,430	15,008	11,821

第24 都道府県別援護年金受給者数

平成21年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	32	195	57	284
青森	6	139	22	167
岩手	23	176	25	224
宮城	24	250	42	316
秋田	3	95	9	107
山形	10	109	19	138
福島	23	158	41	222
茨城	21	145	48	214
栃木	15	94	21	130
群馬	12	121	18	151
埼玉	30	229	62	321
千葉	23	296	61	380
東京	89	461	133	683
神奈川	38	351	80	469
新潟	21	266	40	327
富山	11	92	10	113
石川	17	175	32	224
福井	12	120	19	151
山梨	7	49	20	76
長野	27	178	40	245
岐阜	20	206	41	267
静岡	42	350	74	466
愛知	80	410	186	676
三重	32	267	50	349
滋賀	11	121	24	156
京都	21	206	53	280
大阪	56	497	91	644
兵庫	51	446	84	581
奈良	9	127	33	169
和歌山	23	162	30	215
鳥取	8	101	22	131
島根	17	151	30	198
岡山	52	312	58	422
広島	221	488	319	1,028
山口	60	268	73	401
徳島	15	150	26	191
香川	19	164	26	209
愛媛	32	222	42	296
高知	26	259	23	308
福岡	53	416	97	566
佐賀	11	124	38	173
長崎	67	251	149	467
熊本	46	238	63	347
大分	22	184	37	243
宮崎	23	223	59	305
鹿児島	69	460	91	620
沖縄	552	561	1,791	2,904
外国居住	13	12	27	52
合計	2,095	11,075	4,436	17,606

第25 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成22年1月末現在

区分	平成19年度 迄累計	平成20年度	平成21年度 (平22.1末)	計
1. 加算改定	816,199	28	13	816,240
2. 一時恩給	695,406	613	307	696,326
3. 普通恩給	1,126,153	110	70	1,126,333
4. その他	3,157,087	214	127	3,157,428
計	5,794,845	965	517	5,796,327

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数 (旧陸軍関係)

平成22年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	19年度	20年度	21年度 (H22.1末)	19年度	20年度	21年度 (H22.1末)
	1 北海道	23	39	15	19	18
2 青森	10	6	4	10	2	
3 岩手	8	9	3	2	2	
4 宮城	3	11	5	5	8	3
5 秋田	3	3	4	4	4	2
6 山形	19	17	6	4	2	2
7 福島	26	21	11	7	5	6
8 茨城	10	12	7	2	3	2
9 栃木	7	2		2	3	2
10 群馬	3	9	5	5	3	1
11 埼玉	10	22	7	9		1
12 千葉	34	32	14	5	7	3
13 東京	55	74	44	17	24	14
14 神奈川	17	12	3	7	5	1
15 新潟	46	15	12	6	4	4
16 富山	19	11	3	0	3	
17 石川	3	8	6	0	1	1
18 福井	3	4	6	1	11	2
19 山梨	7	14	6	1	5	4
20 長野	10	14	4	11	11	7
21 岐阜	5	7	2	2	2	7
22 静岡	10	18	10	6	10	3
23 愛知	30	41	10	9	6	5
24 三重	4	13	3	1	4	1
25 滋賀	7	4	1	4	2	1
26 京都	5	5	3	4	1	3
27 大阪	12	18	13	11	12	5
28 兵庫	36	43	22	13	15	5
29 奈良	6	11	2	4	1	
30 和歌山	8	8	2	2	3	4
31 鳥取	8	4		2	3	
32 島根	2	3	1	5	3	
33 岡山	3	3	2	6	6	2
34 広島	10	24	6	7	5	1
35 山口	8	9	4	2	1	3
36 徳島	1	6	2	2	1	
37 香川	13	4	3	6	5	5
38 愛媛	16	8	4	18	4	2
39 高知	11	11	9	4	3	2
40 福岡	22	34	9	11	10	8
41 佐賀	5	10	1	4	1	
42 長崎	6	12	1	6	1	4
43 熊本	6	13	6	2	7	3
44 大分	5	5	4	4	5	1
45 宮崎	4	2	2	3	2	2
46 鹿児島	27	29	16	6	8	
47 沖縄	2	3	0	6	1	
合計	588	683	303	267	243	133
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第26 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳 (平成22年1月1日現在)

(単位:人)

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合計
		陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	2		* 7	9
	樺太			* 39	39
中国		12		* 286	298
北朝鮮				43	43
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			9	9
合計		15	0	385	400

(注) *印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次(最終消息)別内訳 (平成22年1月1日現在)

(単位:人)

地域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成13年の間に 最終生存資料の ある者	平成14年以降 に最終生存資料 のある者	合計
	旧ソ連		9	39	
中国		219	75	4	298
北朝鮮		4	36	3	43
その他 (南方等)		11	0	0	11
合計		243	150	7	400